

平成 16 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価結果等についての意見への対応

平成 18 年 7 月 24 日

北方領土問題対策協会分科会事務局

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	平成 16 年度評価における実績	左記の意見に対する今年度評価における対応
【独立行政法人北方領土問題対策協会への意見】		
<p>貸付業務におけるリスク管理債権については、貸付業務が公的資金により運営されていること及び破綻先債権額が増加してきている状況があることを踏まえ、その管理、回収にあたっては、法人が具体的な指標等を設定し、それに基づき着実に実施しているかとの観点から、的確な評価を行うべきである。</p>	<p>リスク管理債権の比率は年々低下しており、消滅時効による貸付債権の減少等がないこと等から、円滑に実施されているものと評価されており、個々の融資先における経営状況等の把握、リスク管理債権についての定量的指標導入の検討を求めた。</p>	<p>中期目標及び中期計画にリスク管理債権の削減に関する数値目標を新たに盛り込んだ。</p>
【内閣府所管法人全体への意見】		
<p>平成 18 年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。</p>	<p>北方領土問題対策協会の中期目標期間は平成 19 年度末で終了するため、左記意見は該当しない。</p>	<p>北方領土問題対策協会の中期目標期間は平成 19 年度末に終了することが予定されているものの、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)等により平成 18 年度中に組織・業務の今後の在り方について見直すこととされているため、評価を通して次期中期目標期間中の組織・業務の在り方を検討することとした。</p>

<p>「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。</p>	<p>北方領土問題対策協会については計画どおりに各種費用が削減されているものの、実際の削減額の根拠(削減の金額、削減率、具体的な削減項目の例と金額)が不明な法人に該当するため、左記意見の に該当する。</p>	<p>評価書等には一般管理費及び業務経費の全体の削減状況(削減の金額、削減率)に加えて、更に具体的な削減項目の例と削減額を記載することに努めた。</p>
<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成17年6月21日閣議決定)において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。</p>	<p>北方領土問題対策協会については最小規模の独立行政法人であり、給与水準も独立行政法人の中では最低水準であるため、管理費の削減目標においては人件費を除くこととしていた。</p>	<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)等により「主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする」とされたため、これに従い、中期目標及び計画に人員の純減目標を設定した。</p>